再生手続開始

平成２３年（再）第４号
千葉県八千代市勝田657番地３
再生債務者　株式会社ワタナベ工芸
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月23日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年７月11日から平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再）第１号
横浜市港北区新横浜３丁目20番12号新横浜望星ビル３階、商業登記簿上の本店所在地川崎市川崎区旭町２丁目18番13号
再生債務者　株式会社インターエナジー
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月28日から平成23年７月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続開始及び管理命令

平成２３年（再）第１１号
大阪市北区西天満１丁目３番17号
再生債務者　学校法人辻学園
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる。
３　管財人　大阪市中央区北浜２丁目３番９号入商八木ビル２階　堂島法律事務所　弁護士　中井　康之
４　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
５　再生債権の届出期間　平成23年６月10日まで
６　再生債権の一般調査期間　平成23年７月15日から平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

簡易再生

平成２２年（再）第１号
広島県呉市川尻町西５－１－17
再生債務者　吉村　　明
１　主文　本件について簡易再生の決定をする。
２　債権者集会の期日　平成23年６月８日午前11時30分
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月７日まで
４　再生計画案
⑴　再生債権
届出再生債権者総数　あおぞら債権回収株式会社ほか10人
届出総債権額　　金1,716,022,023円
⑵　権利の変更
すべての再生債権者の権利につき、元本の99.845％に相当する額及び、開始決定日の前日までの利息・損害金並びに開始決定日以降の利息・損害金について免除を受ける。
⑶　弁済の方法
免除後の金額について、再生計画認可決定が確定した日から１か月以内に一括して支払う。
平成23年４月20日　　広島地方裁判所呉支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１２号
神戸市須磨区外浜町３丁目１番25号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区多聞通４丁目１番２号
再生債務者　桑田硝子株式会社
１　決議に付する計画案　平成23年４月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年６月14日午後３時15分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年６月７日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年５月20日
平成23年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第１３号
大阪市中央区本町４丁目５番２号
再生債務者　株式会社大阪硝子店
１　決議に付する計画案　平成23年４月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年６月14日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年６月７日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年５月20日
平成23年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第１７号
大阪府堺市中区伏尾722番地
再生債務者　株式会社荒井製作所
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年４月22日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１７号
愛知県一宮市丹陽町外崎字郷１番地　第一ＡＮＮＥＸ205号
再生債務者　井出　光俊
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月23日から平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（再イ）第３８号
千葉県成田市三里塚265番地67
再生債務者　阿久津裕之
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月１日から平成23年６月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（再イ）第９２号
名古屋市緑区鹿山２丁目59番地　ハイシティ第２鹿山301号
再生債務者　近藤　典昭
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月25日から平成23年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第９９号
名古屋市中区正木１丁目２番12号
再生債務者　大橋　一輝
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月25日から平成23年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第６号
滋賀県彦根市長曽根町４番20－Ａ－103号、前住所大阪府高槻市津之江町１丁目90番８号
再生債務者　林田美智恵
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月24日から平成23年６月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（再イ）第２４号
兵庫県宝塚市小浜２丁目５番35－Ｂ－501号
再生債務者　宮崎　聡子
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年５月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月１日から平成23年６月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部